

# 自主防災組織に対する助成制度

地域社会を災害から守るためには、その地域に住むみなさんが「自分たちの地域は自分で守る」という考えに立って行動することが基本です。

このことを理解していただくために、市は、市民一人ひとりの防災に対する心構えと備えの充実を呼びかけ、さらに、これを基礎とした地域における自主防災組織づくりを訴えてきましたが、これを受けて、地域で自主的に実施する防災対策と、市が実施する全域に対する防災対策との連携を図る観点から、自主防災組織に対する助成制度を実施しています。



## 1 防災資器材購入補助金（S52.7.1施行）

自主防災組織が、防災活動に使う資器材（原則として「防災資器材購入品一覧表」に定める品目）を購入する場合に補助します。

### （1）「防災資器材購入補助金」を受けられる自主防災組織

自主防災組織を結成している町内会・自治会等で、区役所へ自主防災組織結成届出書を提出している自主防災組織。現在、結成届出書を提出していない自主防災組織についても、該当する届出書を提出していただければ、補助金を受けることができます。

### （2）防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考	
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く ・150㎡以上の集合住宅は対象外（設置が義務付けられているため）	
	②消火器用格納箱		
	③水バケツ		
	④消火ホース (消防用ホース)	・水道用ホース等日用品の部類は除く	
	⑤消火ホース用ノズル		
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント(媒介)器具類	
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの	
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具	
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む	
	②バール		
	③かけや		
	④つるはし		
	⑤スコップ		
	⑥手斧・なた		
	⑦ジャッキ		
	⑧カラビナ		
	⑨ロープ		
	⑩ウインチ		
	⑪ハンマー		
	⑫番線カッター		
	⑬はしご		・脚立を含む
	⑭その他		・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品(中身)のみの購入は除く	
	②担架		
	③車椅子		

	④AED	・訓練用を除く ・据付用格納箱等を含む
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具
6 防災倉庫類	①防災倉庫	・工事費用を除く ・整理棚は倉庫購入時のみ可能
	②防災用品保管庫	・多人数が使用するものに限る ・個別使用・配布するものは除く
7 炊事器具類	①鍋・釜類	
	②炊飯器具セット	・多人数が使用するものに限る
	③水タンク	・個別使用・配布するものは除く
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	・多人数が使用するものに限る。
	②仮設トイレ	・個別使用・配布するものは除く”
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	・消耗品（中身）のみの購入は除く ・エレベータに設置するものに限る
	⑨ボート	・荷物搬送用として使用するものに限る。 ・船外機の購入は除く。
	⑩カラーコーン	・重り等付属品も含む。
9 維持管理体制の必要な資器材	①発動発電機	
	②蓄電池	・個別使用・配布する物は除く
	③投光機	
	④コードリール	
	⑤チェンソー	
	⑥エンジンカッター	
	⑦ろ水機・浄水機	
	⑧可搬型消火ポンプ	
	⑨排水ポンプ	
	⑩ガソリン携行缶	

※上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。

※全ての資器材について、レンタル用の物品は除く。

※ヘルメット、テント等への名入れ代は、補助対象とする。

### (3) 補助金額

ア 防災資器材の購入に要する費用の2分の1の額を補助します。

(ただし、100円未満については、切り捨てとなります。)

(例) 12,340円 × 1/2 = 6,100円 (70円は切り捨て)

(購入額)

(補助金額)

イ 当該年度内の限度額は、次の①と②の合計です。

① 組織割 (1自主防災組織につき) 300,000円

② 世帯割 (1世帯につき) 600円

(例) 550世帯の自主防災組織の場合

300,000円 + (600円×550世帯)

① + ② = 630,000円

(交付限度額)

#### (4) 手続き方法

ア この補助金は、年間の執行限度額以内で交付されますが、例年の交付希望総額が執行限度額を上回る場合が多いため、平成13年度から正規の申請に先立って「防災資器材整備計画書」及び購入予定業者からの見積書を提出していただき、事前に交付希望団体の調整を行っています。

#### イ 正規申請手続き

##### ① 必要書類

購入補助金交付申請書	自主防災組織編成表	防災資器材購入品目一覧表	見積書の写し
------------	-----------	--------------	--------

##### ② 提出先 麻生区役所危機管理担当

#### ウ 補助金額の決定、資器材の購入

申請手続き後、通常2週間後に「交付決定通知書」が送付されます。決定通知書到着後、当該資器材を購入してください。

#### エ 購入の報告

「防災資器材購入報告書」に領収書・納品書の写しを添付して麻生区役所危機管理担当に提出してください。

#### オ 確定通知の送付、補助金交付請求書の提出

購入報告書の提出後、通常2週間後に「交付確定通知書」が送付されます。到着後、同封の「補助金交付請求書」に通帳の写しを添付し、麻生区役所危機管理担当に提出してください。なお申請人（代表者）と口座名義人とが異なる場合は、委任状が必要となります。

#### (5) その他

自主防災組織結成・変更届出書については、毎年度末に本部長あて郵送します。代表者（本部長）の交代、組織内の班長等の交代等の場合は、そのつど「自主防災組織結成・変更届出書」の提出が必要となります。

## 2 活動助成金（S58. 4. 15施行）

自主防災組織が防災訓練や防災集会、映画会等を行ったときに交付します。

#### (1) 「活動助成金」を受けられる自主防災組織

町内会・自治会に自主防災組織を結成し、区役所へ「自主防災組織結成届出書」を提出しているもの。

※ 現在、届出書を提出していない自主防災組織についても、「結成届出書」を提出すれば助成金を受給することができます。

#### (2) 助成の対象となる活動

##### ア 地震防災訓練

①救出・救護 ②要救護者搬送 ③情報収集・伝達 ④給食・生活用水確保 ⑤仮設トイレ組立て ⑥ロープワーク ⑦防災マップ作成 ⑧避難訓練 ⑨初期消火 ⑩避難所運営 ⑪防水訓練

##### イ 防災知識の啓発活動

①防災集会・防災講演会・防災映画会 ②防災のための印刷物の作成・配布 ③防災の催物等

##### ウ その他

前項ア、イの規定に関わらず、消防法（昭和23年7月24日施行）第8条に規定した訓練を実施した場合も助成対象となる。

### (3) 助成金額

ア 参加人員及び訓練・啓発活動の種別ごとに、原則として次の金額を交付します。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

イ 自主防災組織が消防法8条訓練のみを行なった場合、次の金額を交付します。ただし、上記アの訓練と同時に法8条訓練を行なった場合、上記アの助成のみとなります。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額
20人以上	5,000円

ウ 1年間（4月～翌年3月）に1つの自主防災組織が受けられる活動助成金の限度額は、自主防災組織の規模（構成世帯数）により次のとおりです。

自主防災組織構成世帯数	受給限度額
300世帯まで	30,000円
301世帯以上500世帯まで	40,000円
501世帯以上	50,000円

### (4) 手続き

ア 地震防災訓練を実施する場合には、危機管理担当に連絡して、訓練内容等について打ち合わせてください。実施にあたっては、自主防災組織地震防災訓練実施届出書を危機管理担当に提出してください。

なお、消防法8条に基づく防火管理者が実施する消防訓練（自衛消防隊が実施する訓練）等は、消防署に御相談ください。

イ 訓練等の活動を実施したあとには、実施後1ヶ月以内に活動助成金交付申請書、請求書・支払金口座振替依頼書、口座の写し等を提出してください。（消防訓練実施計画報告書は消防署に提出）

ウ 3～4週間後に「決定通知書」が送付されます。通知到着後1～2週間後に助成金が振り込まれます。なお申請人（代表者）と口座名義人とが異なる場合は、委任状が必要となります。

エ 必要書類

- ① 事前に提出「地震防災訓練実施届出書」
- ② 訓練実施後に提出

活動助成金交付申請書	口座振替依頼書（委任状）	預金通帳の写し
訓練実施を証明する書面（写真、プログラム、回覧物等）		

### (5) その他

ア この助成金は市の予算の範囲内で実施されますので、年度末の到達以前に打ち切る場合があります。